

兵庫県における担い手確保の取組について

兵庫県 土木部
技術企画課 技術管理班

Contents

Chapter I

建設業就業者の現状

Chapter II

これまでの建設業の働き方改革の取組<国>

Chapter III

建設業担い手確保の取組<兵庫県>



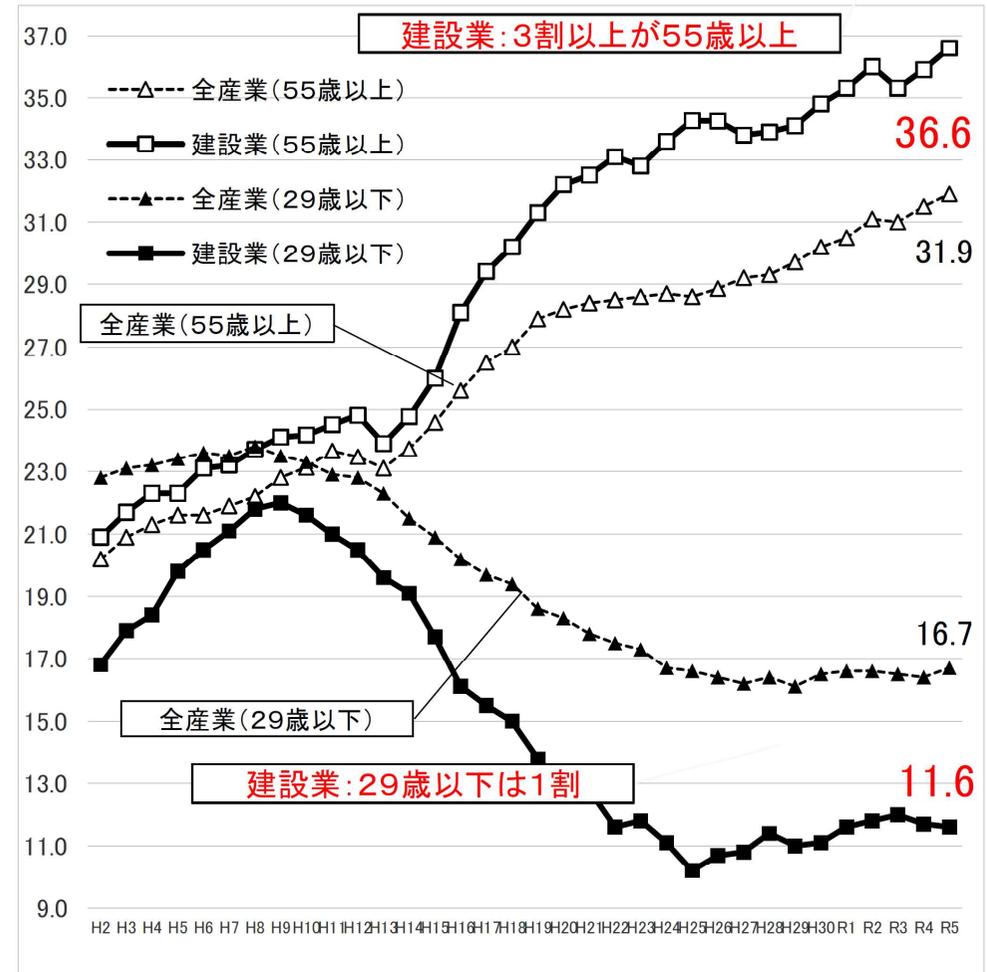
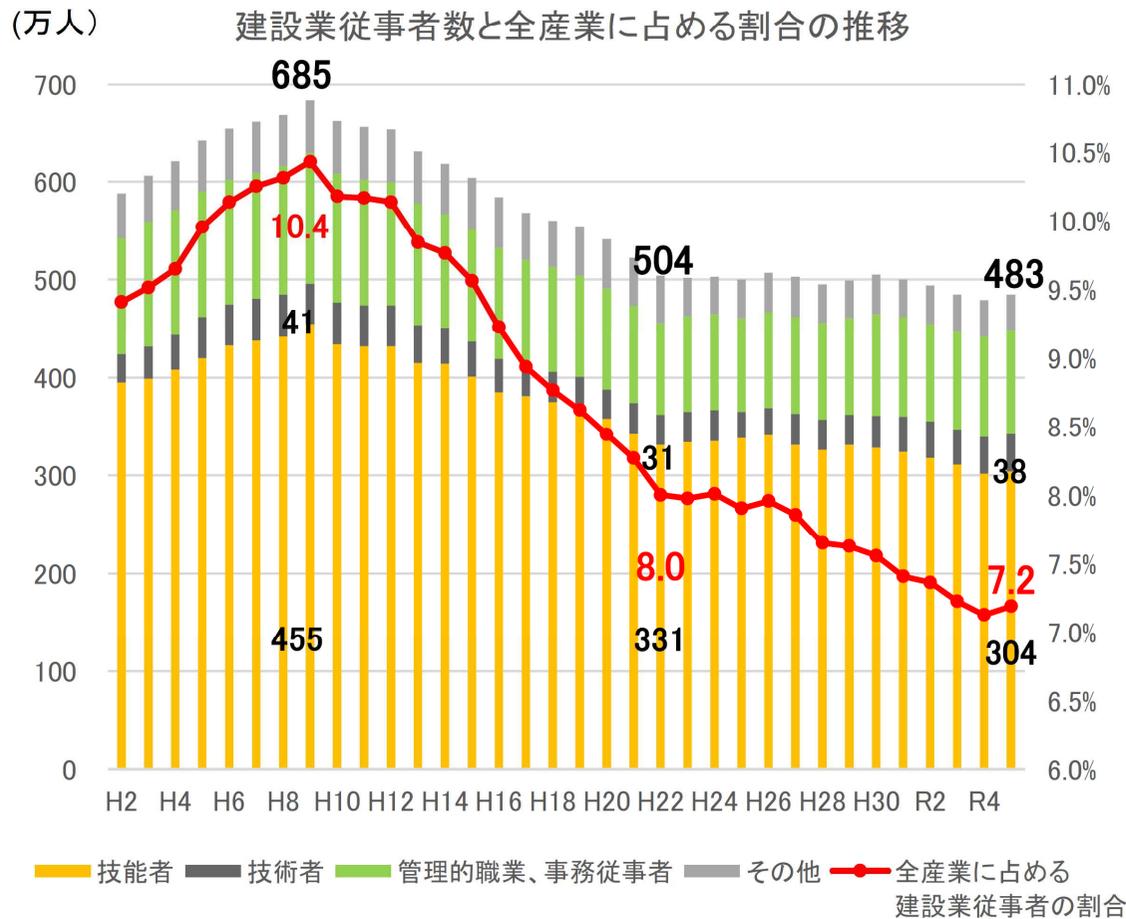
I 建設業就業者の現状

近畿地方整備局
資料より

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 483万人(R5)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 38万人(R5)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 304万人(R5)

- 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。

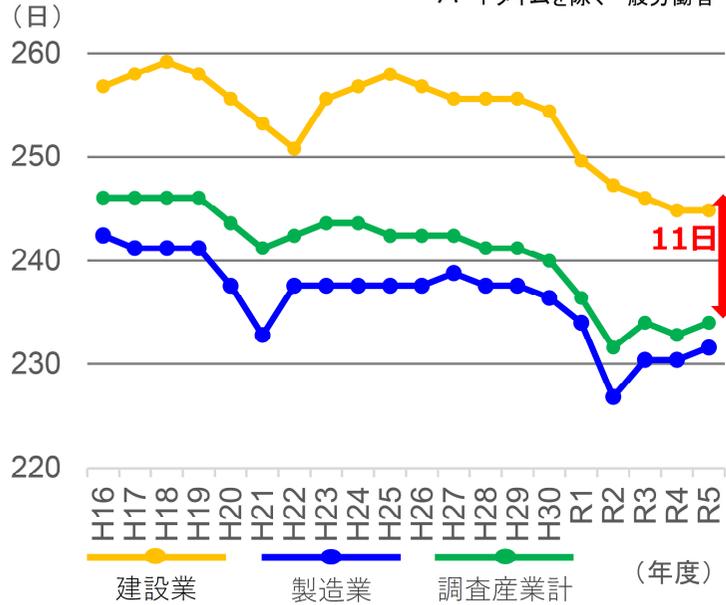


建設業就業者の現状

近畿地方整備局
資料より

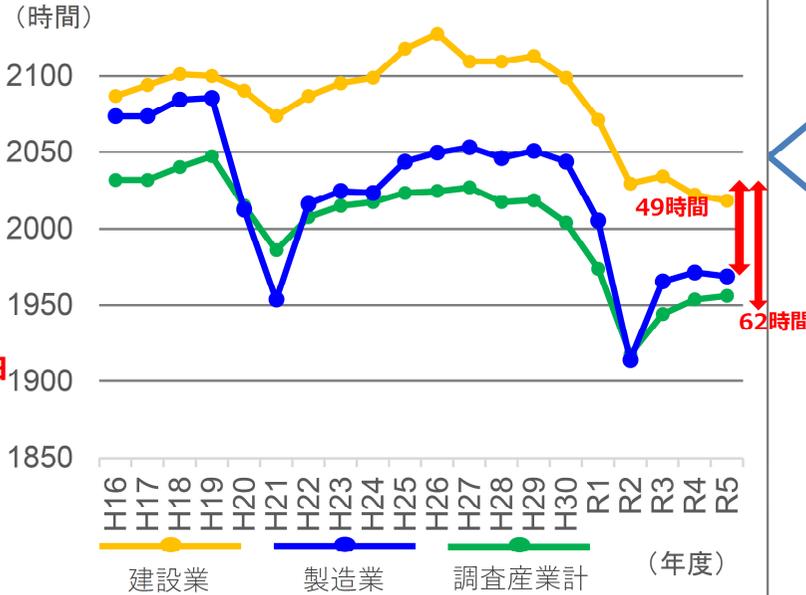
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

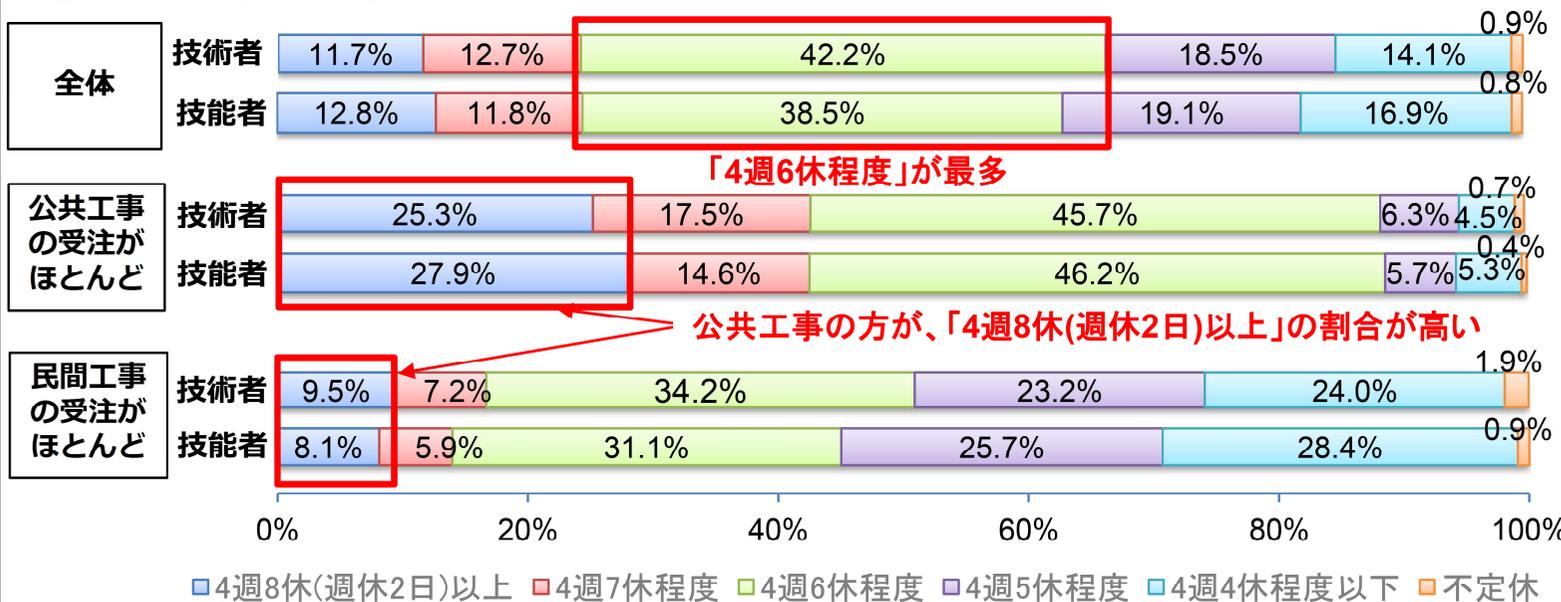
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて62時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



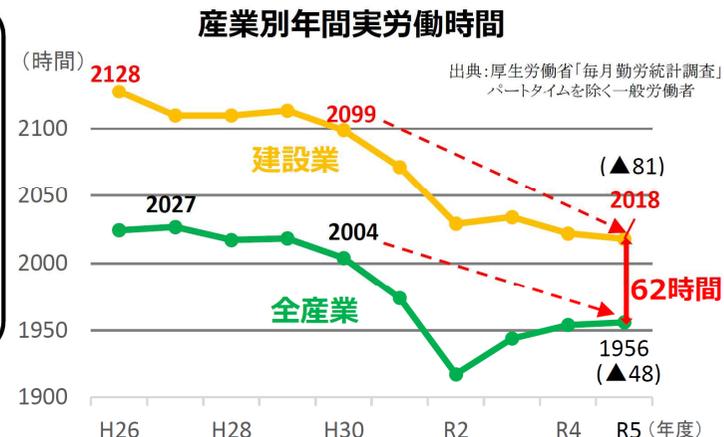
技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和5年5月31日公表)

II これまでの建設業の働き方改革の取組<国>

近畿地方整備局
資料より

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少したが、なお高水準。**
- 令和6年4月から適用となる**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- ・ **リーフレット**や**会議**等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- ・ 一般国民にも**動画**等によって周知・啓発



■ 建設業者向けリーフレット
(厚生労働省)



■ 動画: はたらきかたのススメ特設サイト

2. 公共工事における週休2日工事の対象拡大

- 〔直轄〕 令和5年度は原則**すべての工事**で実施
- 〔都道府県〕 令和6年度から**原則100%**を目指す
- 〔市町村〕 国と都道府県が連携して**導入拡大**を働きかけ

3. 適正な工期設定

- ・ 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定 (R6.3改定)
<改定の主な内容>
 - 注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
 - 自然要因 (**猛暑日**) における**不稼働**を考慮して工期設定。
- **基準を踏まえた適正工期の設定**を自治体・民間発注者へ働きかけ
- ・ 国交大臣と建設業4団体が労働時間規制の導入を踏まえて、「**必要な対応に万全を期す**」ことを**申合せ**
- ・ 厚労省と連携して**実地調査**し、**是正指導**



■ 建設業4団体との申合せ

4. 生産性の向上

- ・ 労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- ・ 直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

III 建設業の担い手確保の取組

＜兵庫県における取組み＞

(1) 長時間労働の是正

- 1 適正な工期設定
- 2 週休2日制度
- 3 ウィークリースタンス

(2) 給与・社会保険

- 4 社会保険等加入対策
- 5 適切な設計変更

(3) 生産性の向上

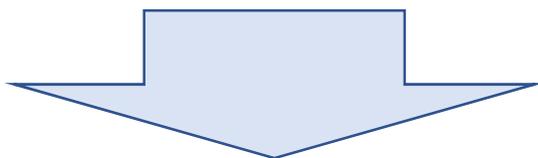
- 6 施工時期の平準化
- 7 余裕期間制度
- 8 ICT活用工事

1 適正な工期設定について①

平成29年8月28日

建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議

『建設工事における適切な工期設定等のための
ガイドライン』（H30.7改正）を策定



【発注者の役割】

発注者は、適正な工期での請負契約を締結
する役割を担う

1 適正な工期設定について②

■ 工期設定の見直し

- ・ 平成30年10月1日単価より純工期の見直し（日数増）
週休2日用の早見表作成

【工期設定において、下記条件を考慮】

- ・ 建設工事従事者の休日（週休2日等）
- ・ 労務・資機材調達等の準備期間、現場の後片付け期間
- ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等
- ・ 猛暑日における不稼働を考慮（令和5年10月～）

【土木工事標準積算基準書(参考資料)
[近畿地方整備局]の改定】を準拠

2 週休2日制度の推進①

(1) 取組の目的

- ・ 工事現場における労働環境の改善
- ・ 休日を拡大する雰囲気醸成
- ・ **将来の担い手（若手・女性技術者等）の確保**

(2) 取組の経緯

- ・ 平成26年度から試行開始
- ・ 平成29年度より、原則全ての工事を対象に受注者申告制を導入
- ・ 平成30年10月より、原則全ての工事を対象に**発注者指定型**を導入
- ・ 令和3年4月より、月2日を上限に土日を平日に振替え可能
- ・ **令和6年10月より、週休2日制度(交替制)を導入。**

2 週休2日制度の推進②

(3) 取組内容

I 週休2日制度

① 対象工事

H30.10より **原則、土木部所管の全ての工事※が発注者指定型**

※ 総価契約単価取決方式による工事、点検・清掃・除草等の作業、早期復旧・早期開通を必要とする工事は対象外

② 工事成績における評定

現場閉所の達成状況に応じて評価※する。

(審査項目別運用表：総括監督員の工程管理欄にて評価)

※R5.10.1～ 評定方法の変更（従前は、主任監督員の創意工夫欄で加算）

《週休2日制度の達成状況》

現場閉所日数（平日振替日※を含む）を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、少数点以下を四捨五入する。

※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。

2 週休2日制度の推進④

(3) 取組内容

Ⅱ 週休2日制度（交替制）

① 対象工事

「週休2日制度」による実施が困難な工事
(休日作業が必要な工事、24時間体制で作業が必要となる工事等)

※ 総価契約単価取決方式による工事、点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事は対象外

② 工事成績における評価

週休2日制度(交替制)の達成状況に応じて評価する。

(審査項目別運用表：総括監督員の工程管理欄にて評価

(その他項目に「交替制による週休2日に取り組んだ」と記載する。))

《週休2日制度(交替制)の達成状況》

対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日数の割合が全ての月で28.5% (8日/28日) 以上の場合。対象期間の週休日数を現場稼働中の対象期間の日数で除し、少数点以下第2位を四捨五入する。

※悪天候等の理由により現場が休工となった場合は、休日としてカウント可能とする。

3 ウィークリースタンス①

(1) 目的

- ・ 受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として設定
- ・ 計画的・効率的に工事及び業務を履行し、品質向上
- ・ ワークライフバランスの推進
- ・ **担い手確保、育成を図る**

(2) 対象

土木部所管の**全ての工事および委託業務**

（災害対応等の緊急を要するものは除く）

※令和6年7月の改訂で工事を対象に追加

令和6年7月1日以降に入札公告する案件に適用する。

なお、令和6年7月1日より前に公告した案件においても、積極的に取り組むよう努める。

3 ウィークリースタンス②

(3) 取組内容

着手時の打合せにおいて、受発注者間で詳細な内容を設定

- ① 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- ② 休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
- ③ 勤務時間外に書類等の作成等依頼をしない。
- ④ 昼休みや午後5時以降勤務時間外の打合せ等を行わない。
- ⑤ 作業内容に見合った作業期間を確保する。
（適正な期限日を設定する。）
- ⑥ 打合せはWeb会議（ビデオ会議機能）も活用する。
- ⑦ 前各号のほか、受発注者間において確認のうえ、
決定した工事や業務の労働環境改善に関わる取組を行う。

3 ウィークリースタンス③

(4) 進め方

- ①受注者は着手時に別紙-1を作成
(勤務時間、定時退社日など、工事や業務
の特性等を勘案し実施する内容を設定)
- ②打合せ記録簿に整理し受発注者間で共有
- ③中間打合せ等でフォローアップ等を行う

別紙-1 ウィークリースタンス推進チェックシート (初回打合せ時)

(1) 協議参加者 実施日 令和6年 月 日

工事・業務名	〇〇線〇〇工事・〇〇地区××橋詳細設計業務		
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
設計書コード	*****		
発注者	事務所名	〇〇土木事務所	
	役職名	総括監督員(調査員)	主任監督員(調査員) 監督員(調査員)
	参加者名	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
受注者	会社名	〇〇建設(株)・〇〇コンサルタント(株)	
	役職名	〇〇技術者	現場代理人(担当技術者)
	参加者名	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇

(2) 就業時間等

発注者	受注者		
始業時間	8:30 始業時間	9:15	
終業時間	17:15 終業時間	18:00	
定時退社日※1	毎週水、金曜日、毎月16日	定時退社日※1	毎月10日、15日、20日、25日

※1 毎月の定時退社・退庁の曜日または日を記入すること

(3) ウィークリースタンス取り組み実施内容 (■実施項目)

実施項目	特記事項(日付け等の設定)	実施
(1) 休日明け日(月曜日等)は依頼の期限日としない。	月曜日等(第三者の要求対応を除く)	■
(2) 休前日(金曜日等)は新たな依頼をしない。	金曜日等(第三者の要求対応を除く)	■
(3) 勤務時間外に書類等の作成等依頼をしない。	毎日(第三者の要求対応を除く)	■
(4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。	16時以降の打合せを行わない。	□
(5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。 (適正な期限日を設定する。)		□
(6) 打合せはWeb会議(ビデオ会議機能)も活用する。		□
(7) 前各号のほか、受発注者間において確認のうえ、決定した工事や業務の労働環境改善に関わる取組を行う。※2		□
打合せは10時~16時までの時間とする		□
打合せは1時間以内とする		□

予め対応出来ない事項やその措置に対する対応を確認する。

※2 (1)~(6)以外で取り組む内容がある場合に記入すること

※ 受注者の希望する実施項目は「□」とし、初回打合せを踏まえ実施する項目を「■」とする。

(4) 緊急時等の対処方法

<p>災害対応等の緊急を要する場合は「例外」とする。</p> <p>権利者等との調整の結果、休日の作業となる場合は休日明け日(●曜日)を振替日(休日)とする。</p> <p>勤務時間外は権利者等の第三者の要求によるものを除き対応を求めない。</p> <p>〇〇の作業など、短期間での依頼が〇月頃想定され、臨機に対応を図ることとする。</p> <p>※ 工事・業務の内容や特性を踏まえ、緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び休日又は夜間作業等により、設定した取り組みが実施出来ない場合の対処方法(依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等)について双方で確認し設定</p>

6 施工時期の平準化

■ 発注や施工時期の平準化

- ① 債務負担行為の積極的な活用
- ② 柔軟な工期設定（**余裕期間制度の活用**）
- ③ 積算の前倒し
- ④ 早期執行のための目標設定

➤ 発注・施工時期等の平準化を図る

7 余裕期間制度の活用①

(1) 取組の目的

- ・ 受注者の円滑な工事施工体制の確保
- ・ 工事着手前の、労働者の確保、建設資材の調達

(2) 取組の経緯

- ・ 平成31年2月25日以降の入札公告から原則活用

(3) 取組内容

① 余裕期間

- ・ 契約締結日から工期の始期日までの期間
- ・ 発注者が設定する余裕期間は60日を超えない範囲

※令和5年度補正予算で発注する土木工事に限り、「120日を超えない範囲」に拡大



* 余裕期間は、主任技術者等の配置は不要

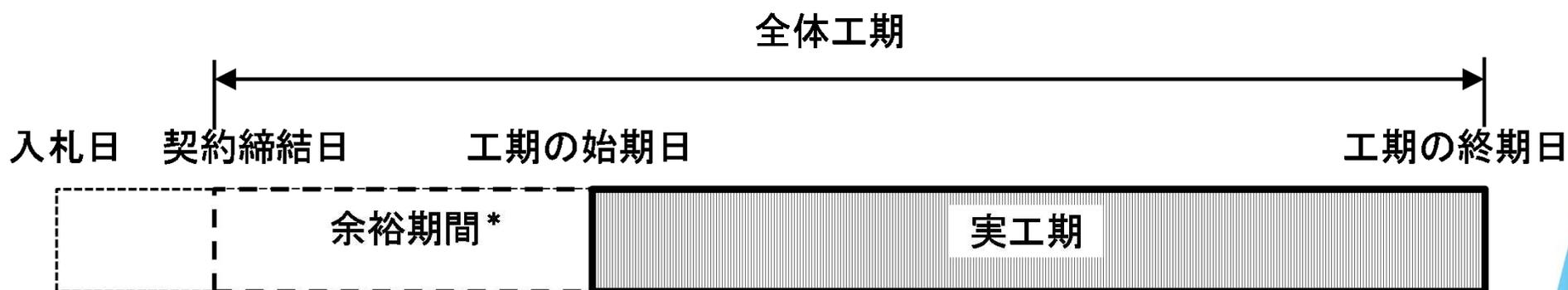
7 余裕期間制度の活用②

(3) 取組内容

② 余裕期間内について

- ・ 主任技術者等を配置することを要しない
- ・ 現場代理人は配置することを要する
- ・ 現場に搬入しない資材等の準備が可能

※ 現場への資材の搬入、仮設物の設置等、**工事の着手は行えない**（測量を含む）



* 余裕期間は、主任技術者等の配置は不要

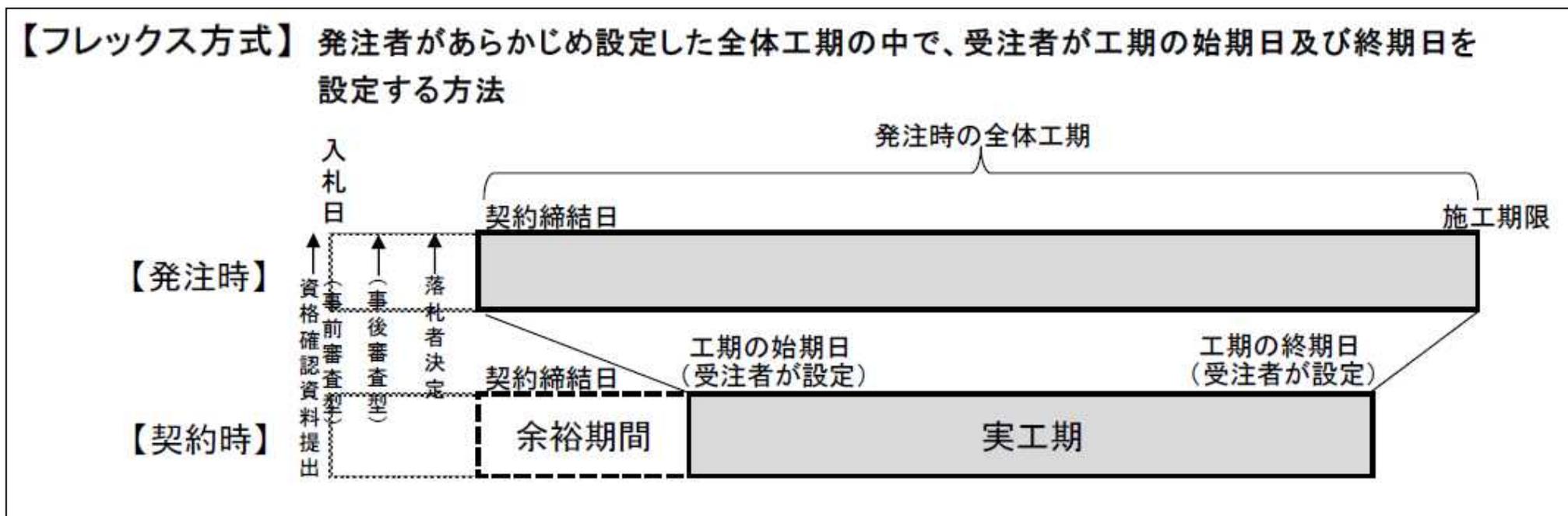
7 余裕期間制度の活用③

(3) 取組内容

③ 余裕期間制度の方式

- ・ 発注者指定方式
- ・ 任意着手方式
- ・ フレックス方式

→ 発注者において適用する方式は、フレックス方式を基本とする。
(令和6年4月～)



その他

■取組内容

- ・ 工事書類作成の手引き
- ・ 快適トイレ
- ・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正（試行）

<兵庫県HP（土木の技術管理に関すること）>

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/gijyutsukannri.html>



QRコード（土木の技術管理に関すること）



**Hyogo
Prefecture**